

※赤字部分が最新更新箇所です。

No	Q	A
全施設共通		
1-1	研修要件の必須化はいつからか。	必須化時期が示されましたので、別添「堺市 処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件」のうち、「5 研修修了要件の適用時期」をご参照ください。
1-2	年度途中から加算対象職員として処遇改善等加算Ⅱの賃金改善を受ける職員は、いつまでに研修を修了する必要があるか。	賃金改善を受ける月の前月までに研修を修了する必要があります。 (例)令和5年10月から賃金改善を受ける職員→令和5年9月までに定められた研修を修了していることが必要。
1-3	研修は、都道府県や市町村が実施する研修に限られるのか。	【保育所、地域型】都道府県及びキャリアアップ研修実施主体(堺市含む。)に限られます。 【幼稚園、認定こども園】大学等が実施する研修や幼稚園免許講習なども含まれます。詳細は別紙「堺市 処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件」の「実施主体」に記載しています。
1-4	4万円未満の賃金改善を行う職員も研修受講が必要なのか。	配分金額が4万円未満であっても、副主任保育士級、職務分野別リーダー級として発令する方は研修修了が必要です。 ただし、Q1-5に該当する場合を除きます。
1-5	副園長や教頭、主幹保育教諭、主任保育士、指導保育教諭にも配分している場合、研修受講が必要なのか。	不要です。研修が必要になるのは副主任保育士級、職務分野別リーダー級として発令した方です。主任保育士や主幹保育教諭については、相当程度の経験及び研修の受講歴を有している前提のもとで任命されているため、研修要件を満たしているものと取扱います。また、改めての発令も不要です。
1-6	各職員の研修受講歴をどのように準備すればよいか。	各園で職員ごとの受講履歴一覧を作成していただき、それを処遇改善等加算Ⅱの認定申請時に市に提出していただきます。 様式については市が作成した様式を活用するなどし、 各職員の受講歴を管理してください。
1-7	保育士以外の職員を加算対象職員とする場合、どのような研修を受講すべきか。	「(別紙)保育士以外の職員が受講することが望ましい保育士等キャリアアップ研修の研修分野」をご参照ください。厚生労働省が示した参考例をお示ししています。
1-8	4万円を支給する職員について、必ずマネジメント研修を受ける必要があるか。	必須ではありません。4万円支給する職員について、マネジメントを必要とする副主任保育士(中核リーダー)として発令するか、マネジメントを必要としない専門リーダーとして発令するかは任意です。
1-9	令和5年度以降、一部の職員が研修修了要件を満たさないと、加算額全体が支給されないのか。	処遇改善等加算Ⅱの賃金改善計画に記載し、賃金改善を受ける方(Q1-5の職員と法定福利費差額対象の職員は含みません。)については、全員定められた研修修了要件を満たしていただく必要があります。当該要件を満たさない場合、加算額全体が支給されません。 よって、研修要件を満たす方の分のみ加算したり、A加算又はB加算のいずれかのみ加算することはできません。 ただし、賃金改善にあたっては様々な配分方法が想定されるため、定められた配分方法により加算額を満たす場合は、必ずしもA加算人数以上の人数を確保する必要はありません。(A加算については毎月4万円改善している職員1人以上の確保が必要。また、B加算についてはB加算人数以上の確保が必要)(※別紙の配分イメージ図を参照)

No	Q	A
1-10	キャリアアップ研修の一つであるマネジメント研修を受講したが、研修時間に算定することはできるか。	副主任保育士又は中核リーダーの場合はマネジメント研修が必須のため、算定することができます。その他の取扱いは以下のとおりとなります。 【保育所・地域型保育事業所の場合】 専門リーダー、職務分野別リーダーは原則算定することはできませんが、令和元年度以前に受講されたマネジメント研修のみ、含めることが可能です。 【幼稚園・認定こども園の場合】 専門リーダー、若手リーダーは原則算定することはできませんが、専門リーダーは令和3年度以前、若手リーダーは令和元年度以前に受講されたマネジメント研修のみ、含めることが可能です。
保育所、地域型保育事業所		
2-1	園内研修で1分野最大4時間研修時間が短縮できるとあるが、具体的にどのような手続きが必要か。	大阪府においては、当分の間、保育士等キャリアアップ研修における園内研修の取扱いの実施は見送りとなっています。
2-2	家庭的保育者についても研修要件が必要か。	家庭的保育者を加算対象職員とする場合、研修の受講が必要です。
認定こども園・幼稚園		
3-1	都道府県や市町村が実施する研修であれば何でも認められるのか。	幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて、教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修であれば対象です。
3-2	幼稚園免許講習更新講習を受けている場合、何時間研修時間に含められるか。	幼稚園免許更新には30時間以上の講習受講が必要のため、30時間含めることができます。ただし、教育委員会以外が実施している講習で、30時間以上の研修時間が確認できる場合は、修了証明書に記載されている時間を含めることができます。
3-3	幼稚園免許講習更新講習を研修時間に算定する場合、いつまで遡ることが可能か。	原則、平成27年度以降に受講した研修を対象としておりますが、幼稚園免許更新講習の受講時期は取得年度や生年月日によってばらつきがあることから、平成21年度以降に受講した講習であれば対象とします。(保育所・地域型は対象外)
3-4	幼稚園免許講習更新講習を受けたことについて、何の書類で確認したらよいか。	大学等が発行する履修証明書や、教育委員会から発行される「有効期間更新証明書」又は「更新講習修了確認証明書」の書類をもとに、確実に講習を受講したかどうかを施設長において確認してください。上記証明書を紛失した場合は、教育委員会に「教育職員免許状授与証明書」を交付申請して取り寄せ、免許が更新されているかどうか確認のうえ、講習を受講した際の研修資料などをもとに受講状況を確認してください。
3-5	令和4年7月から教員免許更新講習が廃止された。講習を受けずに免許が更新された職員の取扱いはどうなるか。	更新講習を受講されなかった場合は、研修時間に算定できません。他の種別の研修により必要時間を満たすようにしてください。
3-6	60時間以上とあるが、何分野の研修受講が必要か。	具体的な分野数の要件はなく、実施主体として適当な者が実施する研修を60時間受講していれば要件を満たします。ただし、保育現場での多様な課題への対応やリーダー的な役割が求められていることを踏まえ、なるべく多くの分野の研修を受けていただくのが望ましいことにご留意ください。
3-7	自治体が発行しているe-ラーニングなどオンライン形式の研修も対象としてよいか。	問題ありません。ただし、研修内容が「教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたもの」である必要があります。

No	Q	A
3-8	<p>研修実施主体が研修の修了証明を発行していない場合、その研修を対象としてよいか。</p>	<p>研修内容が趣旨に合っていれば、含めていただくことが可能です。ただし、修了証明以外の根拠資料(研修実施要領・日程表・テキスト・研修報告書など)により、確実にその職員が研修を受講したかどうか、また受講時間は適切かどうかを施設長において確認してください。(国や市の検査で提出を求める場合があります)</p>
3-9	<p>市外で研修を行う幼稚園・認定こども園関係団体が、各都道府県において研修の実施主体の認定を受けているか知りたいが、個別に問い合わせるしかないか。</p>	<p>文部科学省・内閣府において、各都道府県における研修の実施主体としての認定状況を集約し、情報提供を行っていますので、ご参照ください。 https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html</p>
3-10	<p>他市の園で園内研修を実施した職員が転園してきた場合、以前の園で受けた園内研修の時間数を含めることは可能か。逆に、自園の園内研修を受けた職員が別園に転園した場合、当該園内研修は異動先の園で算定可能か。</p>	<p>異動前の園で受講した園内研修も研修時間に算定することができます。その場合、異動前の園が作成した「園内研修実施状況」等により、現施設長が研修内容や時間数を確認し、受講歴一覧に反映してください。自園で実施した園内研修についても同様です。</p>